



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目 次

◆ 天達共和及び知財部ニュース速報-----	2
➤ 天達共和が「2025 ALB China 知財業務ランキング」にランクイン	
➤ 天達共和知財分野にパートナー弁護士 2 名が加入	
◆ 最新の知財動向 -----	4
➤ 最高人民法院が「専利権評価報告書関連事件の審理における法律適用問題に関する回答」を公布	
➤ 国家版權局が第 2 回「著作権強国建設」典型案例を公表	
➤ 国家知識産権局が「知的財産権による民営經濟發展促進の実施弁法(意見募集稿)」を公布	
◆ 代表事例速報 -----	8
➤ 香港中文大学が国家知識産権局を提訴:生物医薬分野のイノベーション成果を法により保護	
➤ 「エンザルタミド」専利権審決取消訴訟:国内外の当事者の利益を法により平等に保護	

ASIAN LEGAL BUSINESS

天達共和が「2025 ALB China 知財業務ランキング」にランクイン

有名な法律メディアである ALB は、2025 年 5 月 20 日に「2025 ALB China 知的財産権業務ランキング」を発表し、天達共和法律事務所（以下、天達共和という）は、卓越した総合的な実力と過去 1 年間の顕著な実績を評価され、「専利」および「著作権/商標」の 2 分野のランキングに選出された。

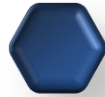
天達共和の知財部門は、40 名以上の弁護士、専利代理人、法務担当者、翻訳者などで構成される専門チームであり、パートナー弁護士は、いずれも 15 年以上の実務経験を有し、世界各国のクライアントに対して高品質で効率的な知財関連サービスを提供している。

天達共和は、知財分野において、既に全面的な、ワンストップ法律サービス体系を構築しており、専利や商標の出願、著作権登録、水際対策に加え、専利・商標・著作権・営業秘密・不正競争・ドメイン名などに関する民事・行政紛争解決サービス等を提供し、また、弁護士の視点から、ビジネスニーズに沿った知財に関する深い分析を行い、専利・商標・著作権・営業秘密などの保護戦略策定やグローバル展開を支援しています。さらに、コンプライアンスに対する企業の需要増加に伴い、知財コンプライアンス関連製品のカスタマイズや、コンプライアンス管理体制の構築・実施・改善を通じ、クライアントの知財保護と権利侵害リスクの低減をサポートしている。

Asian Legal Business (ALB) はトムソン・ロイター傘下の法律情報プラットフォームであり、最先端の法務情報や法律事務所ランキングを提供することで知られています。ALB は、各法律事務所が過去 1 年間に取り組んだ知財事件の件数・複雑性・規模・クライアント構成、前年比成長率、及びチームの成長性などの各要素を評価し、「2025 ALB China 知財業務ランキング」を選出した。

天達共和知財分野にパートナー弁護士 2 名が加入

- この度、天達共和法律事務所は、複数のパートナー弁護士および顧問が昇格・加入し、



知財分野においては、李靈(リ・レイ)弁護士と楊源(ヨウ・ゲン)弁護士の2名がパートナー弁護士として加入し、天達共和大湾区(深圳・広州)事務所で業務を行うことになった。



- 李靈(リ・レイ)弁護士は、インターネット、サプライチェーン管理、新エネルギー、公益事業など幅広い業界のクライアントに対してサービスを提供している。クライアントは上場企業、大手外資系企業、民営企業、国有企業など多岐にわたり、その特性に応じた法的戦略の策定を得意としている。特に、倒産更生、国際紛争解決、知的財産権保護、企業法律顧問といった分野において、長年にわたり法律サービスを提供してきた実績を有し、その専門性と誠実な姿勢は関係者から高く評価されている。



- 楊源(ヨウ・ゲン)弁護士は、企業コンプライアンス体制の構築、知的財産権保護、データプライバシー保護、国際貿易コンプライアンス、涉外紛争解決などの分野で豊富な経験を有する。たとえば、大手インターネット企業を代理し、競合他社に対して不正競争訴訟を提起して侵害行為の差止めと和解を実現したほか、有名ブランドや人気IPに関する権利侵害訴訟・行政申立も多数手掛けてきた。また、海外において中国系企業を代理し、入札紛争、行政処分、債務紛争など多様な事件を数多く解決している。



最高人民法院が「専利権評価報告書関連事件の審理

における法律適用問題に関する回答」を公布

「最高人民法院による専利権評価報告書関連事件の審理における法律適用問題に関する回答」は、2025 年 7 月 18 日に開催された最高人民法院審理委員会第 1953 回会議で採択され、ここに公布し、2025 年 8 月 1 日より施行された。

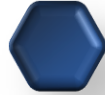
『中華人民共和国専利法』66 条 2 項の規定に基づき、国務院専利行政部門が作成した専利権評価報告書は、人民法院が専利権侵害紛争事件を審理する証拠である。専利権評価報告書において係争専利が『中華人民共和国専利法』に規定された登録要件を満たしていないと判断された場合、人民法院はこれのみを根拠として直ちに訴えを却下する裁定を下すことはできず、具体的な状況を総合的に考慮した上で説明を行い、法律に基づき判決を下さなければならない、としている。

出典：最高人民法院報道局



国家版权局が第 2 回「著作権強国建設」典型案例を公表

中央宣伝部版權管理局が主催し、安徽省版權局と合肥市人民政府が共催する「第 9 回中国ネット著作権保護・発展大会」は、7 月 31 日に合肥市で開催された。今回の大会のテーマは「ネット著作権保護 20 年」であり、会議中、「2024 年度全国著作権侵害取り締まり十大事件」と「第



2 回著作権強国建設典型案例」が発表された。

国家版權局は、公式サイトで 8 月 5 日に「第 2 回著作権強国建設典型案例」の具体的なリストを公表し、この中で、10 件の著作権産業サービス関連の事例、8 件の著作権保護関連の事例、8 件の著作権国際伝播関連の事例、10 件の著作権法執行事件関連の事例を含む 36 件の典型案例が選ばれた。

10 件の著作権法執行関連の事例は、以下の通りである：

- 北京市「3.01」シリーズ海賊版書籍事件
- 遼寧省瀋陽市『中国敦煌壁画全集』電子書籍著作権侵害事件
- 上海市「人人影視字幕チーム」映画・ドラマ作品著作権侵害事件
- 上海市君庫信息科技有限公司画像著作権侵害事件
- 江蘇省昆山市「チキンレッグ」ゲームチートツール著作権侵害事件
- 浙江省温州市「6.05」アジア競技大会マスコット著作権侵害事件
- 江西省吉安市「6.26」学習参考書著作権侵害事件
- 山東省濰坊市 鄒氏美術作品侵害事件
- 河南省洛陽市 劉氏視聴作品著作権侵害事件
- 重慶市渝北区 龔氏ら視聴作品著作権侵害事件

出典：国家版權局

国家知識産権局が

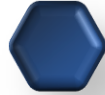
「知的財産権による民営経済発展促進の実施弁法（意見募集稿）」を公布

国家知識産権局は、2025 年 7 月 22 日に「知的財産権による民営経済発展促進の実施弁法（意見募集稿）」を公布した。意見提出の期限は、2025 年 8 月 5 日となっている。

本実施弁法は、民営経済発展の知財環境の最適化、民営経済組織の知財保護の強化、公平かつ秩序ある市場競争の維持、民営経済の高品質発展への支援を目的としている。意見募集稿は、全 21 条からなり、「総則」、「知的財産権の創造」、「知的財産権の保護」、「知的財産権の活用」、「公共サービス」、「人材育成」、「法的責任」、「附則」の 8 章から構成されている。

また、国家知識産権局は、当該実施弁法の起草に関する説明を以下の通り公布した：





『中華人民共和國民營經濟促進法』(以下、『民營經濟促進法』という)の知財分野における実施を図り、知財業務が民營經濟發展を促進するための実効性を高めるため、業務実態に基づき、当局は『知的財産権による民營經濟發展促進の実施弁法(意見募集稿)』(以下、『弁法』という)を起草した。その内容は、以下のようなものである。

一、『弁法』の起草背景と必要性

共産党中央・國務院は、民營經濟發展を高度に重視し、一連の重要な政策決定を行った。『民營經濟促進法』は、2025年4月30日に第14期全國人民代表大會常務委員會第15回會議で可決され、2025年5月20日から施行されることになり、民營經濟の健全な發展を促進し、高水準の社會主義市場經濟體制を構築する上で重要な意義を持っている。『民營經濟促進法』には、知的財産権に関連する複数の条項があり、特にイノベーション成果の知財保護について特別な規定が設けられている。『民營經濟促進法』における知財保護と活用に関する具体的な要求を詳細化して実施するため、当局は『弁法』を起草した。

二、『弁法』の起草根拠と基本方針

当局は『民營經濟促進法』の立法精神と関連規定に基づき、具体的な業務機能と結び付け、創造の質、活用の効果、保護の効率、サービス提供、人材育成、國際紛争処理などの面から、知的財産権による民營經濟の高品質發展促進について規定し、意見募集稿を作成した。

『弁法』の起草方針は、次の通りである：一、民營經濟發展と知的財産業務に対する共産党中央・國務院の高度な重視を十分に反映し、『民營經濟促進法』の立法精神およびその知財関連条項に基づき、その知財分野における具体的な要求を明確化・詳細化すること；二、知的財産権の創造、保護、活用、サービスなどの面における民營經濟の中核的なニーズを中心に、國家知識產權局および地方知財主管部門の機能と実務のニーズと組み合わせ、系統的に支援すること。

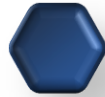
三、『弁法』の主要な内容

『弁法』は、全21条、8章で構成され、主に以下の内容を規定している：

(一) 知的財産権の創造

民營經濟組織の自主的イノベーションの強化を奨励・支持し、高品質を見据えて知的財産権の展望性ある配置を推進し(第4条)、知的財産権の審査の質と効率を継続的に向上させ、民





営経済組織を含む各種の経済組織の権利取得に関するニーズに積極的に対応する(第5条)。

(二) 知的財産権の保護

民営経済組織およびその経営者のイノベーション成果に対する知的財産保護を強化し、商標権、専利権などへの侵害行為を法により処分し(第6条)、国家レベルの知的財産権保護センターの役割を発揮し、知的財産権の迅速な保護を強化し(第7条)、民営経済組織の知的財産権に関する紛争に対する多様化された解決ルートを広め(第8条)、国際知財保護業務を強化し、国際知財リスクに対する早期警戒・防止能力を向上させる。

(三) 知的財産権の活用

民営経済組織が自らの特徴と発展ニーズに合致した知財転化活用戦略を採用することを奨励・支持し、自主実施、出資、譲渡、許諾、質入れなどの方式により知的財産権の効率的な転化活用を推進し(第12条)、民営経済組織が専利プール、専利オープンソースなどの新たな知的財産権転化活用モードの構築を模索し、オープンライセンス方式を十分に活用して専利を実施し、産業知財イノベーション連合体を組織することを奨励・支持し(第13条)、民営経済組織が専利、商標などの各種の知的財産権の組み合わせ効果を総合的に発揮し、科学技術イノベーションを支えとする有名商標ブランドの迅速な構築を推進する(第14条)。

(四) 知的財産権に関する公共サービス

知財公共サービス提供の優位性を発揮し、民営経済組織に対して正確にサービスを提供し(第15条)、知財公共サービスプラットフォーム機能を完備し、民営経済組織にワンストップサービスを提供し、民営経済組織向けのデータ公開・共有を拡大する(第16条)。

出典: 国家知識産権局





香港中文大学が国家知識産権局を提訴：

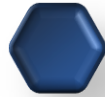
生物医薬分野のイノベーション成果を法により保護

事件の背景

香港中文大学は、「ゲノム配列測定を用いた胎児染色体異数性の診断方法」という発明専利出願(出願番号:CN200880108377.1)の出願人である。この出願は、生物医薬分野の先端技術に関わり、妊婦の生体サンプル(血漿など)を用い、大規模並列ゲノム配列測定によって胎児染色体異常(異数性)を診断する技術の提供を目的とする。当該専利の出願日は2008年7月23日であり、優先日は2007年7月23日であり、公開日は2010年9月29日である。当該出願は、生物医薬分野の最先端の技術課題に関わり、その発明チームには当該分野の国際的に有名な科学者が含まれている。

行政審査と却下

国家知識産権局(以下、「国知局」という)は、2020年2月5日に審決(以下、「係争審決」という)を下した。国知局は、当該専利出願に係る請求項1が、引例1(公開番号がUS2005/02213****の特許文献で、染色体核型分析の方法を開示)、引例3(「出生前検査における、妊婦血漿中における遊離胎児DNAの測定の応用」『中華婦人科雑誌』2006年7月、第41巻、第7号、第492～494頁、妊婦の血液循環中に豊富な遊離胎児DNAが存在することを



記載)及び当該分野の通常の技術手段の組み合わせに対して進歩性を有しないと判断した。これに基づき、国知局は、当該専利出願に対する拒絶査定を維持した。

訴訟の経緯

香港中文大学は、係争審決」を不服として、北京知識産権法院に訴訟を提起し、当該係争審決」を取り消し、国知局が新たな査定を下すよう求めた。

北京知識産権法院は 2022 年 8 月 14 日に、第一審判決【事件番号:(2020)京 73 行初 10465 号】を下し、香港中文大学の訴訟請求を却下した。

香港中文大学は、第一審判決を不服として、最高人民法院に上訴した。

最高人民法院は 2024 年 9 月 26 日に、終審判決【事件番号:(2022)最高法知行終 811 号】にて国知局の係争審決」及び北京知識産権法院の第一審判決を取り消し、国知局に対して当該専利出願に関する香港中文大学の復審請求について改めて審決を下すよう命じた。

判決の要旨

従来技術が技術示唆を与えているか、または当業者が改良動機を有するかを判断するには、出願日前の当該技術分野の発展状況と発展過程を総合的に考慮しなければならない。技術がその時点で初期の発展段階にあり、関係者が関連問題や手段についての認識が未熟で、研究開発の不確実性が多かった場合には、従来技術が明確な技術示唆又は改良動機を与えていたと認定するには慎重でなければならない。

出典:最高人民法院。

「エンザルタミド」専利権審決取消訴訟:

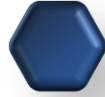
国内外の当事者の利益を法により平等に保護

事件の背景

カリフォルニア大学理事会は、「ジアリルヒダントイン化合物」(重要な薬物である「エンザルタミド」に関する)という発明専利(係争専利)の専利権者である。上海復某医薬科技有限公司(以下、「復某医薬」という)は、国家知識産権局(以下、「国知局」という)に対し、係争専利の専利権の無効審判を請求した。

行政審査と無効審決





国知局は審理を経て、第 37674 号無効宣告請求審決(以下、係争審決」という)を下し、係争専利の専利権を全部無効とした。

訴訟の経緯

カリフォルニア大学理事会は、係争審決」を不服として、北京知識産権法院に提訴した。同法院は審理を経て、一審判決で国知局の係争審決を取り消した。復某医薬とカリフォルニア大学理事会双方はいずれも、一審判決を不服とし、それぞれ最高人民法院に上訴した。

最高人民法院の終審判決

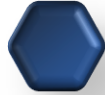
最高人民法院は、審理を経て、第二審判決【事件番号:(2022)最高法知行終 287 号】を下し、上訴を棄却し、原判決を維持した。最高人民法院は、次のように認定した:専利権者(カリフォルニア大学理事会)は、係争専利の実験方法と同様の補充実験データを提出した。このデータは、係争専利明細書に既に開示された技術効果、かつ当該技術効果が最も近い従来技術に対してより優位であることを証明するものであり、これにより係争専利に係る技術案が進歩性を有することを補足証明するものである。法院は、この証明の目的が合理性を有すると認めた。補充実験データの証明目的及びそれが証明した係争専利明細書に既に開示された技術効果に基づき、法院は、専利権者の補充実験データが専利の出願書類の固有の内在欠陥を補うためのものではないため、この補充実験データが認められるべきであると判断した。

典型意義

本件は、最高法院が専利権審決取消行政紛争において国内外当事者の合法的な權益を法により平等に保護した典型的な事例である。法院は、補充実験データの認可基準を明確化して適用することにより、係争化合物(エンザルタミド)の特定の技術効果を確認した上で、その構造・効果関係が高度に敏感であり、予測不可能性を有すると認定し、さらに当該化合物の構造が自明ではなく進歩性を有すると認定した。この判決は、専利権者の合法的な權益を守り、革新的な薬物の研究開発成果に対する中国司法の平等な保護を示し、中国知財司法保護に対する国際的な新薬企業の信頼を強化し、グローバル競争力のある開放的なイノベーション環境の構築に寄与するものである。

出典:最高人民法院





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティ北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号華潤大廈 28 楼
2803、2803A 室

Tel: +852 2816 6888

Fax: +852 3797 3835

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター 28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623

バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バ
ンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室

Tel: +1 236 607 0146

Fax: +86 20 2282 9269

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生
命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006

Tel: +81 3 6892 5570